

宇部市省エネ診断支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断又は他の機関が実施する省エネ診断（以下「省エネ診断」という。）を活用し、脱炭素経営に向けた取組を行う市内の事業者に対し、予算の範囲内で宇部市省エネ診断支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に活動拠点を有していること。
- (2) 第6条の交付申請時点において、1年以上事業を営んでおり、今後も継続して事業を営む意思があること。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象事業者となることができない。

- (1) 公序良俗に反する事業を行う者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業等の事業を行う者
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）第1項各号のいずれかに該当する者
- (5) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人
- (6) 本市から競争入札参加資格者の指名停止措置を受けている者
- (7) 市税の滞納がある者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、省エネ診断を活用した脱炭素経営に向けた取組とし、第6条の交付申請のあった日の属する年度に省エネ診断を受診し、当該年度の1月31日までに受診を完了する事業とする。

(補助金の額等)

第5条 市長は、予算の範囲内において補助金の額を決定する。

- 2 前項の規定における補助金の額の算定において、補助対象経費及び補助上限額は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、宇部市省エネ診断支援補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、宇部市省エネ診断支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該交付申請をした補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の不交付を決定した場合においては、宇部市省エネ診断支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該交付申請をした補助対象事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する交付決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

（補助事業の実績報告）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受けた補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、当該完了日から起算して30日を経過した日又は第6条の申請書を提出した日の属する年度の末日のいずれか早い日まで、宇部市省エネ診断支援補助金実績報告書（様式第4号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、第7条第1項に規定する交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇部市省エネ診断支援補助金交付確定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、前条の規定による確定通知を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、宇部市省エネ診断支援補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、速やかに補助事業者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該補助事業者に対し、宇部市省エネ診断支援補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱又は補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途へ使用したとき。
- (4) その他市長が補助金を交付することが不適当と認めたとき。

2 前項の規定は、第9条の規定により補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、宇部市省エネ診断支援補助金返還命令書（様式第8号）により、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により、補助金の返還命令を受けた補助事業者は、指定された期限までに補助金を返還しなければならない。

(帳簿等の整備)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

(補助事業の調査)

第14条 補助事業者は、市長が当該補助事業に関する調査を行うときは、その調査に協力しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月30日から施行する。

別表 (第5条関係)

	補助対象経費	補助上限額
一般財団法人	省エネ最適化診断(A診断)の受診料	10,670円
省エネルギーセンター	省エネ最適化診断(B診断)の受診料	16,940円
上記以外の機関	省エネ診断の受診料	22,000円

※ 一般財団法人省エネルギーセンターの省エネ最適化診断(大規模診断)の受診料は、補助対象外経費とする。

※ 補助金の交付申請については、1補助対象事業者当たり1年度1回とする。